

福岡県開発登録簿閲覧規則（昭和46年福岡県規則第11号）

福岡県開発登録簿閲覧規則を制定し、ここに公布する。

福岡県開発登録簿閲覧規則

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項（同施行規則附則第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第2条 登録簿の閲覧所は、福岡県建築都市部都市計画課内に置く。

（閲覧時間）

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

（閲覧に供しない日）

第4条 閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

- 一 福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日
- 二 登録簿の整備日その他知事が必要と認める日

（閲覧料）

第5条 登録簿の閲覧は、無料である。

（閲覧の申出）

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧票(様式第1号)に必要な事項を記載し、知事に提出しなければならない。

（閲覧上の注意）

第7条 閲覧者は、登録簿を指示された場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、係員の指示に従い、登録簿を丁寧に取り扱いなければならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第8条 係員は、閲覧者が次の各号の一に該当する場合においては、閲覧を停止し又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し又は係員の指示に従わないとき。
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（登録簿の写しの交付申請の手続）

第9条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写しの交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 地方公共団体手数料令(昭和30年政令第230号)第1条第1項の規定に基づき、開発登録簿の写しの交付手数料を交付の際に徴収する。

3 前項の手数料の額は、用紙一枚につき470円とする。

附 則

この規則は、昭和46年2月20日から施行する。

附 則(昭和48年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年規則第78号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第11号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第15号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第17号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第15号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

様式第1号 略

様式第2号 略